

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市水道局ホームページ保守運営・企画広報業務	令和4年4月1日	株式会社イディー	2,750,000	新規ホームページ制作公募時に、引き続き保守管理を依頼することで業務を滞りなく行うこと、ホームページのビジュアルにあった企画を行うことでホームページ全体の統一感を持ってコンテンツを充実させることを目的として、制作の委託先となった事業者に、本業務を継続契約（令和3～7年度）することを公募条件としたため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局経営企画課 (TEL: 078-322-0235)
健康診断（人間ドック受診者分）	令和4年4月1日	神戸市職員共済組合	職員定期健康診断 6,890円/件 前立腺がん検査 500円/件 職員婦人科（乳がん）検診 1,000/件	神戸市職員共済組合は地方公務員等共済組合法に基づき、組合員の掛金（保険料）と事業主等の負担金により短期給付、長期給付、福祉事業の3つの事業を運営している。このうち福祉事業の一環として、組合員や被扶養者の疾病予防のため人間ドックや特定健診などの健診事業を実施しており、費用助成による負担軽減や受診医療機関数の多さ等から毎年約280名が利用し、職員の健康管理に大きく寄与している。人間ドックの受診項目は事業者が実施義務を負う法定の定期健康診断項目を網羅しており、人間ドックの受診結果を把握することにより法定健診を兼ねることができる。委託金は法定検診の費用相当分のみであるため安価であり、最も効率的かつ効果的に実施することができる。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局経営企画課 (TEL: 078-322-5873)
令和4年度 財務会計システム保守運用業務	令和4年4月1日	富士通Japan(株)	8,164,200	情報処理システムの保守運用業務であり、開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でないと維持管理（保守、運用支援等）ができず、履行可能な者が1者に特定されるため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局経営企画課 (TEL: 078-322-6898)
水道施設場内防草対策工事監理等業務	令和4年4月19日	(一財) 神戸市水道サービス公社	67,122,000	・本業務は公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 ・配水場等水道施設内の工事のため、埋設管や構造物、電気設備等を損傷することないよう、適切な工事監理が必要であり、本市の水道事業や水道施設に対する深い理解を要する。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局技術企画課 (TEL: 078-322-5902)
本山浄水場機械警備復元作業	令和4年9月29日	総合警備保障株式会社神戸支社	3,069,000	本作業は、機械警備を委託している総合警備保障株式会社にて警備を継続しておこない、作業後の警備責任を引き続き負っていく必要があるため。 当施設の機械警備に関する技術・知識を持ち、確実に業務を履行できるのは選定業者以外にはいない。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局技術企画課 (TEL: 078-322-5902)

委託契約における特命随意契約の結果について

千苧ダム調査業務（その8）	令和4年10月7日	八千代エンジニアリング株式会社兵庫事務所	9,064,000	<p>本業務は、千苧ダムにおける安全性診断の基礎資料として、過年度に実施した調査業務を基に、堤体に作用する揚圧力等の調査・評価を行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、過年度に実施した調査の内容や方法を熟知するとともに、千苧ダムの特性や、調査で整理された課題などを十分に把握する必要がある。当該業者は、これまでに実施した調査業務のすべてを受託しており、調査の目的や課題への理解が深く、かつ調査方法のノウハウも有していることから、迅速かつ確実な業務遂行が期待できる。また、これに伴う業務の経済性も発揮されることから、当該業者に随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局技術企画課 (Tel: 078-322-5902)
産業廃棄物埋立処分業務	令和4年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	11,110円/t (予定数量300t)	<p>委託予定先は、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。</p> <p>本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書（昭和60年4月1日付け）において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局技術企画課 (Tel: 078-322-5902)
水道施設場内管理 監理業務	令和4年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社	14,694,900	<p>本業務には、配水場等の水道の重要施設内での作業を含み、不衛生行為の禁止やセキュリティの確保といった水道法等の関係法令、及び本市水道施設への理解が必須となり、一定の専門性が求められる。</p> <p>本業務は、予算や執行状況を考慮し、地域住民からの要望と局の所管事業所の意向を調整し、作業の実施時期や範囲を計画する必要があり、知識・経験が求められる。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局技術企画課 (Tel: 078-322-5902)
第二神明道路内他残置管処理工事監理等業務	令和4年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社	33,792,000	<p>本業務は公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。</p> <p>交通量が多い第二神明道路内の工事であり、現場制約が多いなかでの施工経験や大口径送水管の廃止処理に関する知識と専門性が必要である。また、供用中の管路を損傷することのないよう適切な工事監理が求められることから、水道工事の技術に加え、本市水道施設の特徴を熟知している必要がある。</p> <p>道路管理者など関係機関との協議や申請等を水道局に代わり円滑に進めることが求められる。</p> <p>(根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局技術企画課 (Tel: 078-322-5902)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>道路縦断方向給水管の配水管化並びにふくそう管統合にかかる設計施工監理委託</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>37,950,000</p>	<p>業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。当該委託先は、昭和42年度～平成23年度にかけて自主事業として先行管布設事業を実施してきた経緯があり、給水管の輻輳防止など給水施設の維持管理の適正化に寄与してきており、当該業務に必要なとなる技術力、対応力を有している。また、工事発注に伴う積算技術や入札方法についても、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えている。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該委託先以外にはないため随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)</p>
<p>各所水管橋塗替え工事監理等業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>52,800,000</p>	<p>業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。優先的に塗装する水管橋の抽出など維持に係る方針の検討や工事場所選定を含む業務であり、神戸市の水道事業や水道施設の特徴に深い理解を要する。 水管橋の塗装にあたっては、水道の独自規格である WSP-009 で規定される S-1 塗装としており、水管橋独自の結露が発生しやすい環境等にも対応した材料承諾や施工の指導監督が必要となる。 当該委託先は、工事発注に伴う積算技術や入札方法についても、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備え、且つ、水道施設管理に係る業務に関して、これまで長年に亘り実績を積み上げており、水道局職員と同等の技術力、対応力も有する唯一の者である。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)</p>
<p>管路情報管理システム整備業務及び給水設計台帳システム保守業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>コンピューターシステム株式会社</p>	<p>53,900,000</p>	<p>当該システムは、ドコモシステムズ(株)が開発（神戸市仕様カスタマイズ含む）し、令和2年4月1日から当該委託先に権利譲渡が行われたため、現在、システムのアップデート等の作業を行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)</p>
<p>給・配水管路情報データ提供業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>7,564,700</p>	<p>市内全域の給・配水管路情報や利用登録者の情報等を取り扱い、また、情報提供時の市民からの質問等にはきめ細やかな対応をしなければならないことから、情報管理の徹底と神戸の水道事業に対する深い理解の双方を要する。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

水道施設維持管理業務	令和4年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	69,267,000	<p>本業務は配水場等の重要施設内での作業を含んでおり、本市水道施設の構造（施設基準、構造及び材質、関連指針）や水道法など関係法令への理解が求められる。</p> <p>また、漏水調査業務の遂行にあたっては、本市の配水管網や属具の配置箇所のみならず、本市の漏水調査の方針や計画立案等に精通していなければならない、一定の専門性が必要とされるため。</p> <p>本業務では、本市の水道施設管理に係る業務や漏水調査業務の双方に関して、高い経験と理解が必要であり、業務に当たるものには、水道局職員と同等の能力を有することが求められる。また、漏水調査業務及び施設巡回点検業務、水栓操作補助に係る調査の一連の業務を期間通じて効率的、且つ安定して運営できる体制を有することも必要となる。</p> <p>加えて、業務には漏水調査業務の長期的な計画立案や水栓操作業務に係る今後の在り方など、政策立案に影響する業務も含まれるため、公平中立な業務執行が期待できる準公的機関に委託することが適切である。</p> <p>これらの条件を満たすものは、当該委託先以外存在しないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)
令和4年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート及び水理解析業務	令和4年5月2日	株式会社管総研	8,679,000	<p>現在、使用している P-DES は、水道局と管総研が共同開発したシステムである。本業務を遂行するためには、①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること、②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。これらの要件を満たしている唯一の者である。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)
配水管更新工事に係る設計施工監理等業務（北区東大池地区その1）	令和4年8月31日	(一財) 神戸市水道サービス公社	58,979,800	<p>業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。</p> <p>当該委託先は、① 工事発注に伴う積算技術や入札方法についても、法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えている。加えて、② 配水管更新における監督業務に関して、水道法第12条（技術者による布設工事の監督）及び同法施行令第5条に基づく資格を有した技術者を多数配置でき、水道局職員と同等の技術力、対応力も有する唯一の者である。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	水道局配水課 (TEL: 078-322-5897)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>期間満了メーター取替等業務（大口径）</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>（一財）神戸市水道サービス公社</p>	<p>42,603,000</p>	<p>大口径のメーター取替は局に代わりバルブ操作を行うために赤水発生 の恐れがあり、豊富な経験が必要である。 また、作業計画の立案、作業の進捗管理、水道メーターの不具合対 応など専門性が高い内容をお客さまへ分かりやすく説明を行うな ど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがっ て、本業務の施行に不可欠な水道事業に関する理解や豊富 な技術・経験を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、 水道局を補完する準公共的な立場にあり、確実に業務を履行でき るのは当該委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令)地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課（中部庁舎） (TEL: 078-341-5606)</p>
<p>メーター管理及び給配水 資材等管理業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>（一財）神戸市水道 サービス公社</p>	<p>61,468,000</p>	<p>本業務の施行には、水道メーターや給配水資材など局の資産を管理 するため、営業オンライン端末や財務会計端末等を取り扱うこと や、局に代わって水道料金徴収の基礎となる水道メーターの不具合 対応など専門性が高い内容をお客さまへ分かりやすく説明を行うな ど、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがっ て、本業務の施行に不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・ 経験を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を 補完する準公共的な立場にある当該委託先以外にないため、随意契 約を行うものである。 (根拠法令)地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課（中部庁舎） (TEL: 078-341-5606)</p>
<p>神戸市工業用水道におけ る令和4年度水道メー ター更新監理業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>（一財）神戸市水道 サービス公社</p>	<p>総額7,935,400円単 価契約 新規ユー ザー向けメーター 等設置管理業務1 箇所につき721,600 円 故障メーターの取 替等管理業務1箇 所につき734,800円 休日夜間作業監理 対応割増料金1箇 所につき86,900円</p>	<p>メーター取替には、局に代わりバルブ操作を行うため赤水発生 の恐れがあり、豊富な経験が必要である。また、作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要 望対応など特に丁寧なユーザー対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要不 可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業 務を履行できるのは、当該委託先以外にないため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局配水課（中部庁舎） (TEL: 078-341-5606)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

工業用水道遠隔監視システムサーバー保守業務	令和4年4月1日	株式会社KWS	基本料金660,000円 個別単価：データsim費用子局1局につき1,100円	本業務は、各ユーザーの使用水量を遠隔でモニタリングするシステムに必要なデータを計器盤から送受信・保持・集約に必要なサーバーの運用保守を行うものである。サーバーの運用には同システム及びサーバー構造等を熟知している必要がある。したがって、確実に運用・保守が行えるのは、システムを開発しサーバーを立ち上げた当該委託先であり、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課（中部庁舎） (TEL：078-341-5606)
神戸市工業用水道 令和4年度計器盤保守点検業務	令和4年4月1日	ケイ・アイシステムサービス有限公司	①総額5,278,350円 ②単価契約 計器盤異常時の修理対応業務1箇所につき55,000円	本業務は、工業用水道の使用水量を計測する計器盤の保守点検及び修理・改造を行うもので、本市既設の計器盤の構造を熟知している必要がある。したがって、本業務を確実に施工できるのは、平成29年度から本市が導入している新型小型計器盤の設計業者であり計器盤の構造・機能を熟知し、従前に設置されていた計器盤の修理・改造も行っている当該委託先以外にはないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課（中部庁舎） (TEL：078-341-5606)
神戸市工業用水道における工業用水受付センター運営業務	令和4年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	①総額10,010,000円 ②単価契約 業務時間外出動1件につき107,250円	本業務は、ユーザーの企業情報である工業用水利用水量及び利用料等の情報を収集し、営業オンライン端末等を扱い料金調定・請求業務に関する事務が含まれており、高い公共性と水道事業に関する理解が求められる。したがって、本業務の施行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある当該委託先以外にはないため、随意契約を行うものである。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課（中部庁舎） (TEL：078-341-5606)
令和4年度指定給水装置工事事業者の更新に関する業務委託	令和4年4月1日	(一財) 神戸市水道サービス公社	3,423,200	本業務の実施に当たり、水道法等の関係法令への理解等、一定の専門性が求められる。また、更新手続きに関する指定業者への指導に際し、水道局の代理として公平中立な立場で対応することが求められており、確実に本業務を履行できるのは当該委託先以外にはないため。 (根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局配水課（中部庁舎） (TEL：078-341-5606)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>水道修繕受付センターの運営業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>神戸市管工事業協同組合</p>	<p>16,786,000</p>	<p>現在契約中の同業務の契約期間が令和4年3月末で満了することに伴い、次期契約を令和4年4月1日から開始（3年契約）する予定で公募の準備を進めていた。次期契約では、新たにコールセンター機能の導入を予定していたが、仕様の検討に当たり、複数のコールセンター事業者へヒアリングした結果、電話対応マニュアルの作成やオペレーターの教育に一定期間（3～4か月）必要となることが判明した。</p> <p>また、昨今の半導体不足の影響により、電話交換機等の通信機器の導入が次期契約期間の開始に間に合わないことが判明した。</p> <p>これらのことから、応募事業者側においても一定の準備期間が必要であると判断し、次期契約の開始を3か月延期することとした。このため、令和4年4月から3か月間、同業務に空白が生じないように、本業務委託が必要となったが、契約先を競争入札により現契約履行中の業者以外が契約を履行する場合、短期間の契約にもかかわらず、電話受付体制や修繕受付体制の構築、水道管路情報システム（E-Water）を閲覧するためのVPN回線の設置工事などの初期投資が必要となる。</p> <p>よって、競争入札に付するよりも現契約を履行中である当該委託先と引き続き随意契約することで、これらの初期投資が不要となるため、経費の節減が確保できることが見込まれることから、随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令) 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第6号</p>	<p>水道局配水課（中部庁舎） (TEL: 078-341-5606)</p>
<p>コンビニエンスストア収納事務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン-イレブン・ジャパン 山崎製パン(株) (株)しんきん情報サービス</p>	<p>(支出予定額) 74,136,000</p>	<p>お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開しているコンビニエンスストアを選定するため。また、既に局の電子計算機処理システムとの連携を行ってきており、継続してお客さまサービスを提供するとともに、指定納付受託者としての要件も満たしている事業者であるため。</p> <p>(根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)</p>
<p>水道事業に係る収納データ作成等委託</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(株)さくらケーシーエス</p>	<p>8,191,000</p>	<p>指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社は、さくらケーシーエス以外にグループ会社に同様の業務が可能な会社はないため。</p> <p>(根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)</p>
<p>指定納付受託者による水道料金等のクレジットカード決済に係る納付業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>三井住友カード(株) (株)ジェーシービー SMBCファイナンスサービス(株) (株)クレディセゾン イオンクレジットサービス(株) (株)ジャックス ユーシーカード(株)</p>	<p>(支出予定額) 50,138,000</p>	<p>当該業者は、地方自治法等で定める指定納付受託者の要件を満たす業者であり、指定代理納付制度時代からの実績もある。また、平成23年度の業務開始以後、当該業者のほか当初の公募条件を満たす内容で本業務への新たな参入希望がなく、上記要件等を満たす業者は当該業者しかないため。</p> <p>(根拠法令) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務	令和4年4月1日	GMOペイメントゲートウェイ(株)	(支出予定額) 16,403,000	当業者は当該業務を行うために本市専用のシステムを構築しており、また、営業オンラインシステムも当該業者との連携を前提に構築しており、当該業務を履行できる唯一の業者であるため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)
インターネット口座振替契約受付サービスの取扱業務	令和4年4月1日	(株)三井住友銀行	(支出予定額) 1,001,000 200円/件	Web口座振替契約受付サービスを利用する際は金融機関との契約が必須となり、特定の金融機関と契約しなければ本サービスが利用できないため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)
水道料金等のWeb口座振替受付サービス業務	令和4年4月1日	ヤマトシステム開発(株)	(支出予定額) 2,596,000	地方公共団体に向けた総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用したネットワーク口座振替受付サービス(ネット口座振替受付ゲートウェイ)を利用したサービスはヤマトシステム開発株式会社しか対応できないため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)
RPA導入及び開閉栓シナリオ作成業務	令和4年6月30日	日本電気(株)神戸支社	4,345,000	水道局の営業オンラインシステムは日本電気(株)製のシステムであり、著作権は日本電気(株)に帰属しており、他事業者にはシステムを開示できないため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)
営業オンラインシステムシステム保守業務(Webクレジット)	令和4年7月25日	日本電気(株)神戸支社	21,901,000	当業者は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。 また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、サポートが可能な業者は当該業者以外に無いため。 (根拠法令)地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	水道局営業課 (TEL: 078-945-7608)
千苺浄水場建築施設維持修繕工事設計・工事監理業務	令和4年5月19日	(一財)神戸市水道サービス公社	28,240,300	浄水場、配水場やポンプ場等の水道の重要施設内での工事を伴うため、水道法等の関係法令の理解や特別な専門性・安全確保などを要する。 公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下品質法)第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 (根拠法令)地公企法施行令 第21条の14第1項第2号	水道局浄水統括事務所 (TEL: 078-351-2414)



委託契約における特命随意契約の結果について

<p>水道局北センター内装改修工事設計施工監理業務</p>	<p>令和4年5月25日 (変更契約日) 令和4年9月5日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>7,746,200 (変更契約金額) 8,508,500</p>	<p>公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下品質法）第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局浄水統括事務所 (Tel: 078-351-2414)</p>
<p>会下山グラウンド・テニスコート市民開放業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸市水道サービス公社</p>	<p>5,500,000</p>	<p>本業務のうち特に抽選業務は、抽選会の運営のみならず、抽選そのものに対する中立性、公平性が担保され、且つ利用者からの信頼を確保しなければならない。 問い合わせへの対応では、市民開放に至るまでの経緯等も踏まえたうえでの適宜適切な判断・処理が求められる。 業務の履行場所は現在供用中の水道施設内にあり、水質の安全性確保や施設の保安上の配慮など、衛生上の必要な措置を講じなければならない。市民開放業務との兼ね合いにおいて、局との迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に局と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持つことが求められる。 上記により、本業務を確実に履行できる者は当該委託予定以外には無いため、随意契約をするものである。 (根拠法令) 地公企法施行令 第21条の14第1項第2号</p>	<p>水道局浄水統括事務所 (Tel: 078-351-2414)</p>